（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第十二条　信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは「、告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第二号において同じ。）」と、第二条第二号中「又は告示」とあるのは「、告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第十三条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは「、告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第二号において同じ。）」と、第二条第二号中「又は告示」とあるのは「、告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。

（顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件の一部改正）

第十四条　顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を適用する場合における第二号ニの規定の適用については、同号ニ中「並びに業として」とあるのは「、業として」と、「水産加工業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

（合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十五条　合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

（合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十六条　合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

（合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十七条　合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

○金融庁・財務省告示第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づき、保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定